# 医療 ADR あっせん人・仲裁人候補者

| | |
|---|---|
| ふりがな　　か が み　みつこ<br>氏　名：　加々美　光　子 | |
| 事務所：加々美法律事務所<br><br>所属会：第一東京弁護士会 | |

| 主　な　経　歴 |
|---|
| 昭和 60 年 4 月　裁判官任官<br>平成 6 年 12 月　同　　退官<br>平成 7 年 1 月　　弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>平成 13 年 9 月～平成 16 年 8 月　(財)日弁連交通事故相談センター本部法律相談・示談あっせん委員<br>平成 13 年 9 月　同センター専門委員会第二部会委員<br>平成 14 年 4 月　東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員<br>平成 16 年 4 月～平成 19 年 3 月　慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）有期教授<br>平成 22 年 11 月 国土交通省中央建設工事紛争審査会委員<br>主な著書（いずれも共著）<br>平成 17 年 12 月　医療過誤判例の研究Ⅰ（(社)民事法情報センター発行）<br>平成 21 年 12 月　同　　Ⅱ<br>平成 20 年 3 月　　Q＆A病院・医院・歯科医院の法律実務（新日本法規）<br>平成 21 年 12 月　保険関係訴訟（民事法研究会） |
| 医　療　機　関　側　・　患　者　側　の　別 |
| 医療機関側　　・　　患者側 |
| あっせん人・仲裁人からのメッセージ |
| 仲裁制度の手続の特性・枠組をふまえ、個々の事案の内容や性質に見合った適正な解決が図れるよう努力したく考えます。<br>また、このような積み重ねにより、医療ＡＤＲに対する信頼の獲得と同制度の発展の一助となれますよう努めたく思います。 |

［２０２４年１月現在］